

北海道青少年健全育成条例による有害興行等の禁止指定等に関する認定基準（抜粋）

（条例による禁止規定に関するもの）

- 1 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号。以下「条例」という。）第15条、第16条及び第22条に規定する「著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがある」と知事が認める基準は、次のとおりとする。

(1) 「著しく粗暴性を助長するもの」

- ア 殺人、強盗、放火、傷害、暴行、脅迫、恐喝等の行為を肯定し、又は賛美するような表現をし、又は描写しているもの
- イ 残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの
- ウ 殺人、傷害、暴行等の準備又は実行行為を模倣可能なように詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの
- エ その他表現、描写等がアからウまでと同程度に粗暴性を助長するもの

(2) 「著しく性的感情を刺激するもの」

- ア 男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、又は描写して著しく性的しゅうち心を害するもの
- イ 性的行為を露骨に表現し、若しくは描写し、又は容易に連想させるもの
- ウ 性的行為に至るまでの方法、過程等を過度に表現し、又は描写しているもの
- エ その他表現、描写等がアからウまでと同程度に性的感情を刺激するもの

(3) 「著しく道義心を傷つけるもの」

- ア 麻薬、覚せい剤等の乱用を誘発するような行為を表現し、又は描写しているもの
- イ 自殺、人身売買等を肯定し、生命、身体又は人格のき損を示唆し、又は助長するおそれのあるもの
- ウ その他表現、描写等がア及びイと同程度に道義心を傷つけるもの